浪江町地域おこし協力隊採用条件等
【大堀相馬焼】

活動内容	大堀相馬焼（伝統的工芸品）の技術継承のために、後継者として基礎知識と製造技術を習得し職人を目指すとともに、大堀相馬焼に関する情報発信、販売促進等にも取組んでいただきます。
任命権者	浪江町長
担当課	浪江町産業振興課商工労働係（電話：0240-34-0247）
受入者	大堀相馬焼の窯元
任用期間	採用された日からその年度の末日まで （１期間１年以内、３年（36 カ月）を超えない期間まで延長可能） ※地域おこし協力隊の配置は、採用する年度の予算の成立が条件となります。
活動拠点	浪江町及び福島県内を基本とする
活動日	週 5 日・38 時間 45 分（フルタイム勤務） 土曜日、日曜日、祝日及び 12/29～1/3 は休日 （休日出勤の場合は勤務日を振替） ※活動状況に応じて、夜間・休日の出勤があります。
活動時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 45 分までの間で 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲において割振り。休憩 1 時間
給与等	月額 149,300 円～186,500 円 「会計年度任用職員」制度に準じ、給与を決定する。
通勤手当	職員の例に準じて支給（居住地～勤務地の距離により額決定）
時間外手当	職員の例に準じて支給
賞与	期末手当あり（年２回）
退職金	あり ※共済組合加入期間に応じて額決定（任用２年目以降） ※任用 1 年未満（共済組合未加入）の場合支給なし
引越し代	100,000 円を上限に活動経費より支出 ※受入者と調整が必要
身分	浪江町会計年度任用職員
住居	受入者において確保する ※受入者より候補物件を提示
住居補助	原則、受入者が借り上げる（※） ※受入者が契約主となり提供する。 ただし、家賃によっては一部自己負担の可能性あり。 光熱水費は自己負担
旅費	予算の範囲内において活動費の中から支給する
副業	不可

年次有給休暇	年１０日付与 ※任用期間に応じて段階的に付与 ※各年度における１年間の勤務日数によって差異あり
自己研鑽研修経費助成	活動に関連する研修、定住・自立に向けての研修等について、予算の範囲内において活動費より支出
活動費	町から受入者に委託費として支払い、受入者において管理
勤怠管理	隊員から受入者へ毎月末までの勤務報告書を提出 受入者で確認後、町へ報告書を提出
必要な資格等	普通自動車運転免許証 ※着任後に活動に必要な資格試験を受験する可能性あり
その他	・採用から１年間は健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入 ・公務災害は「市町村の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」で補償 ・採用から２年目以降（年度途中の場合もある）は市町村職員共済組合に加入（浪江町総務課にて手続き） ・公務災害は職員の例に準ずる ・各種控除は給与から天引きする（社会保険料、住民税など）